

◆年金特別徴収の対象税額と徴収方法

※公的年金等に係る所得のみの年金受給者の場合

【前年度から特別徴収が継続している場合】

徴収区分	特 別 徴 収					
	仮 徴 収			本 徴 収		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度の年税額の2分の1に相当する額の3分の1	前年度の年税額の2分の1に相当する額の3分の1	前年度の年税額の2分の1に相当する額の3分の1	今年度の年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	今年度の年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	今年度の年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1

※4月・6月・8月支給分の公的年金から特別徴収される税額は、前年度分の年金所得に対する年税額の2分の1に相当する額の3分の1になります。

※10月・12月・翌年2月支給分の公的年金から特別徴収される税額は、今年度の年金所得に対する年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1になります。

【今年度から特別徴収が開始される場合】

徴収区分	普 通 徴 収		特 別 徴 収		
			本 徴 収		
時期	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月
税額	今年度の年税額の4分の1	今年度の年税額の4分の1	今年度の年税額の6分の1	今年度の年税額の6分の1	今年度の年税額の6分の1

◎年金特別徴収の開始は、10月支給分の公的年金からになります。

※仮徴収がないため、年度前半は普通徴収の第1期と第2期で納めていただくことになります。普通徴収の税額は、今年度の年金所得に対する年税額の4分の1になります。

※年度後半は、10月・12月・翌年2月支給分の公的年金から特別徴収されます。特別徴収される税額は、今年度の年金所得に対する年税額から普通徴収した額を控除した額の3分の1になります。